

第3章 子ども安全の部

(共済契約者の範囲)

第16条 共済契約者は、鹿児島県内の単位PTAの会長とする。

(被共済者の範囲)

第17条 被共済者は、単位PTAを組織する学校に在籍する幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）、教職員、並びにPTAが主催又は共催する活動のうち第18条第3項第3号で規定する特別団体（以下「特別団体」という。）の活動における指導者（以下「指導者」という。）とする。

(共済金の支払対象となる活動及び災害等)

第18条 共済金の支払対象となる活動は、学校教育外活動、学校教育内活動及び特別団体の活動

とし、災害とは、これらの教育諸活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病、障害若しくは死亡、又はこれらの教育諸活動中に起きた突然死とする。

2 前項の教育諸活動には、被共済者が活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路も含むものとする。

3 本条第1項に掲げる教育諸活動の例及び被共済者の範囲は、次の表のとおりとする。

活動区分	活動内容例	被共済者
(1) 学校教育外活動	ア 単位PTA主催又は共催による行事、単位PTAが参加を計画した他団体から要請のあった行事、並びに当該単位PTA会長が参加を認めた活動 各種スポーツ大会、各種競技会、発表大会、夏季プール開放、キャンプ、海水浴、音楽会、土曜日の補習等	児童生徒等 教職員
	イ PTA行事やPTAが計画・実施した諸行事で、PTA会員の活動中において同行した児童生徒等の活動	児童生徒等
(2) 学校教育内活動	ア 教育課程に基づいて実施される諸活動 各教科 道徳 特別活動 … 学級活動・児童（生徒）会活動・クラブ活動・学校行事等 (学校行事) ㊟儀式的行事 ㊟学芸的行事 ㊟健康安全・体育的行事 ㊟旅行・集団宿泊的行事 ㊟勤労生産・奉仕的行事 総合的な学習の時間 イ 教育課程外の教育活動 部活動 ウ その他 … 休息・休憩時間中などでの活動等 エ 登下校中の事故 ※ 徒歩通学・自転車通学・単車通学は、学校の定めた通学路及び規定の範囲内とする。ただし、教職員の通勤中の事故は適用しない。	児童生徒等 教職員
(3) 特別団体の活動	単位PTA会長が認めた学校の部活動やスポーツクラブ等の青少年団体の活動	児童生徒等 教職員 指導者

(共済契約の締結の手續及び会費の収受等)

第19条 共済契約を締結しようとする単位PTAの会長は、毎事業年度開始前に、共済契約申込書（第1号様式）に所要事項を記入し、当会に提出しなければならない。

なお、共済契約申込書を当会が受け付けた日をもって共済契約締結日とする。

2 前項により共済契約を締結した単位PTAの会長（以下「子ども安全の部の共済契約者」という。）は、毎事業年度開始後、加入希望者から加入の意思が確認できるものを徴し、保管するものとする。

3 会費の額は、次のとおりとする。

(1) Aコース : 300円

児童生徒等, 教職員

(2) Bコース (特別団体) : 400円

特別団体に属する児童生徒等及び教職員・指導者

4 子ども安全の部の共済契約者は、各年度の4月1日から6月30日までの間に、共済加入申込書(第8号様式の1)、共済加入確認書(第8号様式の2)、加入者名簿(第8号様式の3)を当会に提出するとともに、会費を当会が指定する払込取扱票(受領証を含む。)で振り込むものとする。

5 当会は、子ども安全の部の共済契約者より会費を受領したときは、これに対して共済加入確認書を交付する。なお、共済加入確認書の記載事項については、第28条に規定する。

(被共済者の異動)

第20条 子ども安全の部の共済契約者は、6月30日までの会費振込後に被共済者の追加加入を申し込む場合は、追加共済加入申込書(第8号様式の4)、追加共済加入確認書(第8号様式の5)、追加加入者名簿(第8号様式の6)を当会に提出するとともに、会費を振り込むものとする。

2 前項に定める会費の額は次のとおりとする。

(1) 追加加入日が9月30日以前の場合は会費の全額

(2) 追加加入日が10月1日以降の場合は会費の半額

3 会費振込後に被共済者が異動した場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 県外への転出者は、転出日より被共済者としての資格を失うものとする。

(2) 県内転出者は、引き続き当該年度末まで被共済者としての資格を有するものとする。

ただし、転出先の単位PTAが共済契約を締結していない場合は、転出日より被共済者としての資格を失うものとする。

4 前項の異動が生じた場合は、子ども安全の部の共済契約者は、異動届出書(第14号様式の2)を遅滞なく当会に提出するものとする。

(共済金の受取人)

第21条 共済金の受取人は、次に掲げる者とする。

(1) 被共済者が20歳未満の児童生徒等である場合は、被共済者の保護者とする。

(2) 被共済者が20歳以上である場合は、被共済者とする。ただし、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の法定相続人とする。

(共済金支払の制限)

第22条 次のいずれかに該当する場合は、共済金は支払わないものとする。

- (1) 航空機、船舶、鉄道、バス等の公共輸送機関に搭乗中の交通事故の場合
- (2) むちうち症又は腰痛などで他覚症状のないもの場合
- (3) 通常の登下校経路以外で発生した交通事故の場合
- (4) 自転車又は原動機付自転車による交通事故で校長又は単位PTA会長の許可を得ていない場合
- (5) 歩行又は自転車及び原動機付自転車による交通事故で、本人の過失による事故の場合
- (6) 第18条における活動で、因果関係がはっきりとした急性の疾病は適用するが、野球肩、テニス肘、疲労骨折、椎間板ヘルニア等、急激・偶然・外傷の要件を満たさないスポーツ特有の障害の場合及び細菌性食中毒を除く食中毒の場合
- (7) 定時制・単位制高校の自動二輪及び四輪車で登下校中の交通事故の場合
- (8) 子ども安全の部の共済契約者又は被共済者の故意若しくは重大な過失の場合
- (9) 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失の場合
- (10) 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為の場合
- (11) 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故の場合
 - ① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - ② アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (12) 地震、津波、噴火、法定伝染病などによる場合
- (13) 核燃料物質（使用済燃料を含む。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故の場合

(共済金の区分及び額)

第23条 当会は、被共済者が、共済期間中に第18条に規定する教育諸活動中に災害を被った場合は、一災害につき、次の表に掲げる共済金の区分のうち、一区分の共済金を支払うものとする。

ただし、第19条第3項のAコースについては、次の表中の活動区分(1)、(2)及び(3)を対象とし、Bコースについては、次の表中の(1)、(2)、(3)及び(4)を対象とする。

活動区分	共済金の区分	補償内容	共済金額
(1) 学校教育外活動中の災害によるもの (第18条第3項の表中(1))	死亡共済金	学校教育外活動中の負傷が直接の原因で死亡した場合	1,500万円
	特別弔慰金	学校教育外活動中に突然死亡した場合	330万円
	障害共済金	学校教育外活動中の負傷が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表2に定める等級に応じた額

	負傷共済金	学校教育外活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病が直接の原因で入院又は通院し、保険診療自己負担額1,000円以上の場合	療養に要した費用の4/10の額で20万円を限度額とする。
		学校教育外活動中の歯の負傷（欠損、破折等）で、歯科補てつが保険適用外の診療で行われた場合	自己負担額で11万円を限度額とする。
(2) 学校教育内活動中の災害によるもの (第18条第3項の表中(2))	死亡共済金	学校教育内活動中の負傷が直接の原因で死亡した場合	990万円
	特別弔慰金	学校教育内活動中に突然死亡した場合	330万円
	障害共済金	学校教育内活動中の負傷が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表2に定める等級に応じた額
	負傷共済金 (登下校時のみで交通事故を除く。)	学校教育内活動中の登下校時における負傷若しくは負傷に起因する疾病が直接の原因で入院又は通院し、保険診療自己負担額1,000円以上の場合	療養に要した費用の4/10の額で20万円を限度額とする。
(3) 交通事故（自損事故は除く。）によるもの	死亡共済金	第18条の活動中の交通事故が直接の原因で死亡した場合	300万円
	障害共済金	第18条の活動中の交通事故が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表2に定める等級に応じた額
	負傷共済金	第18条の活動中の交通事故が直接の原因で入院又は2日以上通院した場合	入院2万6千円（1回限り） 通院1万3千円（1回限り）
(4) 特別団体の活動中の災害によるもの (第18条第3項の表中(3))	(1)の学校教育外活動中の災害によるものに準ずる。		

2 前項の規定にかかわらず、一災害の共済金の支払限度額は、1億5千万円とする。

一災害に複数の被共済者がいる場合で、個々人の共済金の支払額の合計が1億5千万円を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払うものとする。

$$1 \text{人当たりの共済金額} \times \frac{1 \text{億} 5 \text{千万円}}{1 \text{人当たりの共済金額の合計}} = \text{共済金支払額 (千円未満は切捨て)}$$

(注) 1人当たりの共済金額は、前項により算出した共済金の額とする。

(災害の届出)

第24条 被共済者が第18条に規定する災害を被った場合は、子ども安全の部の共済契約者は、災害が発生した日からその日を含めて30日以内に、災害報告書（第9号様式の1）に行事計画書を添えて、当会に届け出なければならない。

2 当会が、災害報告書を受理した場合は、遅滞なく災害報告書の受理通知書（第9号様式の2）を子ども安全の部の共済契約者に交付するものとする。

(共済金の請求)

第25条 共済金の受取人は、次の表に掲げる共済金の区分に応じた期間内に、子ども安全の部の共済契約者を経由して共済金を請求するものとする。

共済金の区分	請求権発生日	請求期間
死亡共済金 特別弔慰金	死亡した日	請求権発生日から、その日を含めて30日以内
障害共済金	医療行為が完了し、症状が固定した日 ただし、災害が発生した日から3年を経過しても症状が固定しない状態にある場合は、災害発生日以降3年を経過した日	
負傷共済金	治療完了日又は災害発生日から6か月を経過した日のいずれか早い日	

2 前項の請求においては、共済金の区分に応じ、共済金支払請求書（第13号様式）に、次の表に掲げる書類を当会に提出するものとする。

提出書類 共済金の区分	診療状況書 (第12号様式)	診断書	死亡報告書 (第10号様式)	死亡診断書 又は死体検 案書の写し	障害報告書 (第11号様式)	障害診断書 及び障害の 程度の証明 書	その他当会 が必要と認 めるもの
死亡共済金 特別弔慰金			○	○			○
障害共済金		○			○	○	○
負傷共済金	○						○

3 障害共済金については、災害が生じた日から6か月を経過しても、なお、負傷又は疾病の医療行為を継続している場合は、治療経過を証明する診断書のみを提出するものとする。

(共済金の支払)

第26条 当会は、共済金支払請求書を受理したときは、審査会において、第23条に基づき共済金支払の可否及び支払う共済金額等を審査し、決定する。

2 当会は、共済金支払請求書を受理したときは、その日を含めて60日以内に、子ども安全の部の共済契約者に支払の可否を文書で通知するとともに、共済金を共済金の受取人に送金する。